

アイドリングストップ支援機器導入助成要綱

平成11年10月14日 制定

平成29年 3月24日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が指定するアイドリングストップ支援機器を導入する際、協会が代金の一部を助成することとし、もって、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、第3条に定めるアイドリングストップ支援機器を新たに導入する会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、別表1に掲げるものとする。

(取扱期間)

第4条 助成の対象となる機器は、装着及び代金の支払いが当該年度4月1日から3月15日までに完了するものとする。

ただし、上記期間内であっても、予算枠に達したときは申請の受付を終了するものとする。

(助成金の金額)

第5条 助成金額は以下のとおりとする。

ただし、下記の両装置を合わせて1会員あたり3台を限度とする。

- ・エア（燃焼式）ヒーター 取得価格の1/2（上限60,000円）
- ・車載バッテリー式冷房装置 取得価格の1/2（上限60,000円）

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書」（第1号様式）（以下「申請書」という。）及び別に定める関係書類を購入前に協会へ提出しなければならない。

2 申請期限は、当該年度2月末日までとする。

(交付決定)

第7条 協会は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金

を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知する。

2 協会は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（実績報告書及び助成金の請求）

第8条 申請者は、機器の装着及び代金の支払いが完了したときは、別紙様式による「アイドリングストップ支援機器導入助成金実績報告書（助成金請求書）」（第3号様式）（以下「実績報告書」という。）及び別に定める関係書類を、当該年度3月15日までに提出し、請求するものとする。

（助成金の交付）

第9条 協会は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告の内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、申請者に対し助成金を交付する。

（申請の変更又は取下げ）

第10条 申請者は、交付決定後に申請内容の変更又は申請の取下げをするときは、速やかに「アイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請（変更・取下げ）届出書」（第4号様式）を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 事業者は、助成金交付対象のアイドリングストップ支援機器導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の事項は、必要に応じて協会が別に定める。

（附則）

第1条 本要綱は、平成18年4月1日より施行する。

本要綱は、平成18年11月6日より施行する。（平成18年11月6日改正）

本要綱は、平成19年4月1日より施行する。（平成19年5月15日改正）

本要綱は、平成20年4月1日より施行する。（平成20年5月9日改正）

本要綱は、平成21年4月1日より施行する。（平成21年5月7日改正）

本要綱は、平成22年4月1日より施行する。（平成22年3月16日改正）

本要綱は、平成22年5月7日より施行する。(平成22年5月7日改正)

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は、平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

本要綱は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年5月8日改正)

本要綱は、平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は、平成27年4月1日より施行する。(平成27年3月25日改正)

本要綱は、平成28年4月1日より施行する。(平成28年3月28日改正)

本要綱は、平成29年4月1日より施行する。(平成29年3月24日改正)